明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令・省令〕
○地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令（内閣府・総務・文部科学一）　一
〔省　令〕
○地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令（総務一〇）　二
〔告　示〕
○地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三の五第一項第一号及び第三号の規定により総務大臣が定める療養を定める告示を廃止する件（総務三〇）　三
○紛失の届出により失効した旅券の告示（外務四五）　三
○種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件（農林水産四五七）　三
○肥料を登録した件（同四五八、四五九）　三六
〔公　告〕
諸事項
官庁
製造たばこ小売定価関係　三〇
裁判所
破産、免責、再生関係　三一
特殊法人等
独立行政法人国立文化財機構出品預証書紛失に伴う証書の無効、日本弁護士連合会弁護士名簿登録・登録換え・登録取消し・氏名変更・職務上の氏名の使用・廃止・記章紛失・外国法事務弁護士名簿の登録・登録取消し・職務上の氏名の使用・記章紛失関係　三一
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　七九
会社その他
会社決算公告　八二

府令・省令

○内閣府令・総務省令・文部科学省令第一号

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十三年政令第三百二十七号）の施行に伴い、並びに地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第二十六条及び第百四十六条並びに地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二十三条の三及び第二十三条の三の五の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十四年二月二十一日

内閣総理大臣　野田　佳彦
総務大臣　川端　達夫
文部科学大臣　平野　博文

地方公務員等共済組合法施行規程（昭和三十七年総理府・文部省・自治省令第一号）の一部を次のように改正する。

第百六条中「処方せん」を「処方箋」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、当該薬局から組合員証の提出を求められたときは、当該処方箋及び組合員証を（その者が法第五十七条第二項第二号又は第三号の規定の適用を受ける場合には高齢受給者証を添えて）提出しなければならない。

第百六条の六第一項中「薬局」の下に「（以下「保険医療機関等」という。）」を加える。

第百十条第一項中「法第五十七条第一項各号に掲げる医療機関又は薬局」を「保険医療機関等」に、「第百四条第一項」を「第百四条及び第百六条」に改め、「、同条第二項中「組合員証」とあるのは「組合員被扶養者証」と」を削る。

第百十条の四の二第七項中「法第五十七条第一項各号に掲げる医療機関から令第二十三条の三の五第一項各号に掲げる療養」を「保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から療養（食事療養及び生活療養並びに令第二十三条の三第一項第一号に規定する組合員又はその被扶養者が同条第八項の規定に該当する場合における同項に規定する療養を除く。第百十条の五第六項及び第百十条の六第六項において同じ。）」に、「同項又は同条第三項」を「令第二十三条の三の五第一項又は第三項から第五項まで」に改める。

第百十条の四の三第四項中「法第五十七条第一項各号に掲げる医療機関又は薬局」を「保険医療機関等」に、「当該医療機関又は薬局」を「当該保険医療機関等」に改め、同条第五項中「医療機関又は薬局」を「保険医療機関等」に改める。

第百十条の五の見出しを「（限度額適用の認定）」に改め、同条第一項中「又はロ」を「若しくはロ（これらの規定を同条第四項又は第五項において引用する場合を含む。）」に改め、「の認定」の下に「又は同条第四項若しくは第五項の規定による組合の認定（令第二十三条の三の四第二項第一号又は第二号に掲げる区分に該当する者に対して行われるものに限る。）」を加え、同項第八号及び同条第二項中「又は第二号」を「若しくは第二号又は第二項第一号若しくは第二号」に改め、同条第四項第四号を次のように改める。

四　令第二十三条の三の五第一項第一号イに掲げる者が令第二十三条の三の四第一項第一号に掲げる者に該当しなくなつたとき若しくは令第二十三条の三の五第一項第一号ロに掲げる者が令第二十三条の三の四第一項第二号に掲げる者に該当しなくなつたとき又は令第二十三条の三の五第四項若しくは第五項の規定により令第二十三条の三の四第二項第一号に掲げる区分に該当していることにつき認定を受けている者が当該区分に該当しなくなつたとき若しくは令第二十三条の三の五第四項若しくは第五項の規定により令第二十三条の三の四第二項第二号に掲げる区分に該当していることにつき認定を受けている者が当該区分に該当しなくなつたとき。